

事務連絡
令和2年5月15日

保護者 各位

伊勢市健康福祉部保育課長

「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」解除に伴う
保育所等の登園自粛期間の短縮について（通知）

いつも、伊勢市の保育行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、現在、登園自粛期間を5月31日までとしておりますが、5月14日に「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言」が解除されたことを受けて、保育所等の登園自粛期間を5月19日までに短縮し、5月20日から通常保育とさせていただきます。

なお、登園自粛に伴う保育料等の日割り計算について、20日以降の取り扱いは下記のとおりとします。

記

1 登園自粛期間

4月15日（水）～5月19日（火）

※5月20日（水）より通常保育となりますが、5月31日までの期間、登園を自粛した場合は、保育料等の日割り計算の対象とします。

2 対象施設

市内の公立保育所・公立認定こども園・私立保育園・私立認定こども園
地域型保育事業（小規模保育園）

3 登園自粛した場合の保育料等の取扱いについて

○3号認定児童の保育料について、

伊勢市在住の方については、登園自粛の日数に応じて日割り計算を行います。

計算方法については、その月の保育料を「保育料×（登園日／25）」で算出し、納付された保育料と計算された保育料の差額を返還します。

・公立及び私立保育所、しごうこども園の保育料の返還予定日

4月分保育料は、6月10日頃に返還の予定

5月分保育料は、7月10日頃に返還の予定

※保育料を直接施設で徴収している私立認定こども園、地域型保育事業（小規模保育園）については、各施設から保育料の差額を返還します。

○給食費について

給食費については、各施設の取り扱いが異なりますので、利用施設での判断となります。

私立保育園、私立認定こども園については、各施設でご確認下さい。

公立保育所（園）については、保育料と同様の方法で日割り計算を行います。

・公立保育所、しごうこども園の給食費の返還予定日

4月分給食費は、6月10日頃に返還の予定

5月分給食費は、7月10日頃に返還の予定

問い合わせ先

伊勢市健康福祉部保育課

0596-21-5579